

(平成23年10月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から同年3月まで

私は、結婚を契機に会社を退職し、すぐに国民年金の加入手続きを行い、保険料を毎月、金融機関を通じて納付した。国民年金のことは常に頭にあったので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることから、申立人の年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人から提出された年金手帳によると、申立人は、平成5年1月にA市において国民年金被保険者資格を取得しており、オンライン記録により申立期間直後の同年4月から同年6月までの3か月分の保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人が申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成16年7月31日の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月31日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所は、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料が納付されていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年6月17日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務しているA社から提出された賞与支給明細表により、申立人は、申立期間に賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消

滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成16年7月31日の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月31日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所は、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料が納付されていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年6月17日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務しているA社から提出された賞与支給明細表により、申立人は、申立期間に賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消

滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成16年7月31日の標準賞与額に係る記録を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月31日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所は、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料が納付されていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年6月17日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務しているA社から提出された賞与支給明細表により、申立人は、申立期間に賞与の支払いを受けていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認

定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額は、当該事業所から提出された賞与支給明細表により確認できる厚生年金保険料控除額から 26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月1日から6年3月31日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、在職時の報酬月額と相違している。適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成4年10月の定時決定において41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった6年3月31日より後の同年4月26日付けで、申立人を含む7人の標準報酬月額の記録が遡及して減額処理されており、申立人の場合、5年3月から6年2月までの標準報酬月額が41万円から8万円に減額されていることが確認できる。

また、申立人が保有している平成5年2月から同年12月までの給料支払明細書により、申立人は当該期間について、標準報酬月額41万円に見合う保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

さらに、商業登記の記録により、申立人は当該事業所の役員ではなかったことが確認できる上、申立人及び同僚は「事務は社長が行っており、従業員はこのような減額処理は知り得なかった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成6年4月26日付けで行われた遡及減額処理は事実即したものと考えることは難しく、申立人の標準報酬月額を5年3月1日に遡って減額処理を行う合理的な理由が見当たらないことから、当該減額処理が有効な記録であったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険事務所が当初記録していた41万円に訂正することが必要と認められる。

群馬国民年金 事案 777 (事案 176 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで
前回の申立てについて、国民年金保険料を納付していたことを認めることはできない旨の通知を受け取ったが、毎月、組長が集金に来てくれていたので、昭和 36 年 4 月から夫婦一緒に保険料を納付したのは間違いがない。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、しかも、申立人の申述は具体的でないため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明であり、また、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で昭和 41 年 10 月に払い出されており、その時点で既に申立期間の一部については時効により保険料を納付できない上、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないこと等から、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 8 月 21 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、昭和 36 年 4 月から夫婦一緒に集金人を通じて保険料を納付していたと主張しているが、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

群馬国民年金 事案 778 (事案 175 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで
前回の申立てについて、国民年金保険料を納付していたことを認めることはできない旨の通知を受け取ったが、毎月、組長が集金に来てくれていたので、昭和 36 年 4 月から夫婦一緒に保険料を納付したのは間違いない。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、国民年金の加入手続や国民年金手帳の交付に関する申立人の記憶も曖昧なため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明であり、また、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で昭和 41 年 10 月に払い出されており、その時点で既に申立期間の一部については時効により保険料を納付できない上、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 8 月 21 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、昭和 36 年 4 月から夫婦一緒に集金人を通じて保険料を納付していたと主張しているが、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から同年9月1日まで
昭和23年4月1日にA社（現在は、B社）C支店D所に入社したが、厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年9月1日となっている。入社時より給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社C支店に勤務していたことは、B社から提供された申立人の社会保険被保険者台帳により確認できる。

しかしながら、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況について、B社は当時の関連資料を保管しておらず、申立期間当時の給与担当者及び従業員から明確な証言が得られないことから確認することができない。

また、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に、昭和23年4月1日付けで同社D所に入社した複数の従業員についても、厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年9月1日であることが確認できる上、同社D所を含む11営業所において、同年中に厚生年金保険被保険者となっている従業員の資格取得日は、同年5月1日及び同年9月1日に集中していることから、同社では、入社してから一定期間経過後に、厚生年金保険被保険者の資格取得の手続を行っていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 9 月 25 日まで

私は、昭和 35 年 2 月に A 社を退職したときに、同社に勤務した期間に係る脱退手当金の支給を受けたが、申立期間に係る脱退手当金については支給を受けた記憶は無い。年金事務所において脱退手当金の金額を再計算した結果、支給金額が少ないとのことであったので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「昭和 35 年 2 月に A 社を退職したときに、同社に勤務した期間に係る脱退手当金の支給を受けたが、申立期間に係る脱退手当金については支給を受けた記憶は無い。また、年金事務所において脱退手当金の金額を再計算した結果、支給金額が少ないと説明された。」と申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、脱退手当金は、申立人が脱退手当金を受給したことを認めている期間（昭和 25 年 6 月 15 日から 35 年 2 月 11 日まで）と申立期間を合算して、昭和 35 年 5 月 20 日に支給決定されている上、両期間に係る記録が記載されている申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の裁定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答した旨の記載が確認できることから、オンライン記録上の脱退手当金支給額が法定支給額より少ないことは確認できるものの、申立期間を含め受給したものとするのが自然である。

また、申立人が保有する昭和 31 年 2 月 27 日再交付の厚生年金保険被

保険者証には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の文字が押印されていること、脱退手当金を受給する直前に勤務したA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には「脱」表示がされていること、及び申立人の申述等により、同社の事業主により脱退手当金の代理請求がなされたものと考えられることから、35年5月20日に支給決定された脱退手当金の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月 1 日から 46 年 4 月 29 日まで
年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶は無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給については、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が現存し、脱退手当金裁定伺も作成されているなど、裁定手続が適正に行われていることが確認できる。

また、当該裁定請求書には、申立人の退職当時の住所が記載されている上、昭和 47 年 8 月 5 日に脱退手当金が送金済みであることを示す押印がされていることから、退職当時の申立人の住所地に脱退手当金の支給決定通知書及び支払通知書が郵送されたことがうかがわれる。

さらに、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

群馬厚生年金 事案 1398 (事案 1045 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 47 年 11 月まで
申立期間に A 社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。
今まで提出した資料、当時の従業員、取引先等について再度調査を行い、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が A 社に B 職として勤務していたことは、期間の特定はできないものの、申立人の申述内容及び同僚の証言により推認できるが、i) 同社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は死亡しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができないこと、ii) 申立人の雇用保険の加入記録も確認できない上、同社の当時の複数の同僚は「申立人の勤務期間は短期間であった。」、「B 職には数か月の試用期間があった。」と証言していることから、申立期間当時、同社においては、全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえること、iii) 同社に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も無いことから、社会保険事務所(当時)において申立人に係る記録を欠落させたとは考え難いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 1 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てにおいても当初の申立てと同様の主張をするものの、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 11 月 8 日から 44 年 7 月 1 日まで
年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることを、ねんきん特別便を見て初めて知った。私は、申立期間の前に勤務していた事業所では脱退手当金を受給した記憶があるが、申立期間の脱退手当金は受給していないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の前に勤務していた事業所に係る厚生年金保険被保険者期間（昭和 36 年 3 月 27 日から 39 年 3 月 28 日まで）については、脱退手当金を受給した記憶はあるものの、申立期間については、脱退手当金を受給した記憶が無いと申し立てしているところ、オンライン記録によると、申立人が受給したと記憶している前述の期間と申立期間の被保険者期間は、脱退手当金の支給対象期間として合算され、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日（44 年 7 月 1 日）から約 2 か月後の昭和 44 年 9 月 12 日に支給決定されており、その支給額に計算上の誤りも無いことから、事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立人の厚生年金保険被保険者番号は、申立期間の前に勤務していた事業所と申立期間において同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給した

ことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。